

# 中国生態環境法執行新政策の解説

(2026年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

貿易投資相談課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が上海里格（大連）法律事務所に委託し作成したものです。内容は、2026年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を提供するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。別途個別の事案に沿った法的助言をお求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・大連事務所  
E-mail : [PCD@jetro.go.jp](mailto:PCD@jetro.go.jp)

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課  
E-mail : [scb-support@jetro.go.jp](mailto:scb-support@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 法執行新政策への転換背景と中核的枠組み.....	1
(1) 法執行新政策への転換の背景.....	1
(2) 法執行新政策の中核的枠組み.....	3
3. 法執行新政策の八つの中核的規範の詳細解説.....	4
(1) 中核的規範一：事前警告を重点とする違法リスクの発生源からの予防.....	4
(2) 中核的規範二：的確な法令普及指導と企業の法令遵守促進.....	6
(3) 中核的規範三：技術手段に基づく的確な法執行.....	11
(4) 中核的規範四：法執行検査頻度の厳格な制約.....	16
(5) 中核的規範五：重大違法の厳罰化と軽微違反の合理的容認.....	19
(6) 中核的規範六：統一的基準による法執行裁量.....	22
(7) 中核的規範七：柔軟性を強化した法執行方式.....	24
(8) 中核的規範八：厳格な一貫的是正監督管理.....	26
4. 結論と展望.....	29

## 中国生態環境法執行新政策の解説

### 1. はじめに

ここ数年、中国の生態環境分野では、法執行の理念・プロセス・手法が制度的に大きく転換しつつある。特に2024年以降、その変化は現場レベルでより顕著になっている。かつて高頻度かつ厳格に行われていた環境法執行検査は大幅に減少し、法執行時の態度もより柔和になった。また、企業への行政処分件数も明らかに減少している。しかし、こうした状況は決して「監督の緩和」や「取り締まりの終了」を意味するものではない。企業側が環境コンプライアンスを怠ってよい理由にもならない。むしろ、法執行の考え方と枠組みが質的に更新され、監督のスタイルが変化したと理解する必要がある。

この方向性を制度的に明確化したのが、中国生態環境部が2025年1月23日に公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」である。同意見を起点に、中央および地方政府では関連政策（以下、「法執行新政策」）の整備が進んでいる。法執行新政策は、従来の画一的・一律型の取り締まりから脱却し、「厳格な規制」と「柔軟なサービス」を両立させる新たな法執行モデルへと転換することを目指している。これにより、企業にはこれまで以上に、長期的かつ専門性を備えた環境コンプライアンス体制の構築が求められる。

本稿では、こうした法執行モデル転換の背景と基本ロジック、制度的枠組みを整理したうえで、法執行新政策の主要ポイントを分析する。さらに、遼寧省、大連市などを事例に、企業が環境コンプライアンス分野における取組むべき方向性と潜在的なリスクポイントを明らかにする。

### 2. 法執行新政策への転換背景と中核的枠組み

#### (1) 法執行新政策への転換の背景

中国の生態環境は、ここ数年で大きく改善している。2024年の生態環境部の公表データによると、全国の地級市以上の都市におけるPM2.5平均濃度は29.3マイクログラム/立方メートルに低下し、前年比2.7%減少した。地域別では、大連市のPM2.5濃度は26マイクログラム/立方メートルまで低下し、優良天気日数<sup>1</sup>は333日を記録している。

---

<sup>1</sup> 国家『環境空気質基準』（GB3095-2012）に基づき、大気質指数（AQI）が0～100の範囲にある日数を「空気質達成日」と呼ぶ。これらの日数は「優」と「良」の2つの等級に分けている。「優」はAQIが0～50の範囲で、空気質が良好で、基本的に大気汚染がない状態。「良」はAQIが51～100の範囲で、空気質は許容範囲であるが、一部の汚染物質がごく少数の過敏な人々の健康に弱い影響を与える可能性がある。

このように総体的な改善は達成されたものの、産業構造に起因する「構造的・根源的な汚染問題」は依然として残っている。そのため、従来の「一律・粗放型」の取り締まりから、より精度の高い「特化型・重点管理」への転換が求められる状況にある。また、これまで一部地域では、過度な重複検査、画一的で柔軟性に欠ける法執行手法といった問題が指摘されてきた。一方、ビジネス環境改善の圧力が高まる中で、逆に一部地域では、法執行の過度な「寛容化」必要な処罰を行わないことでサービスに置き換える「消極的姿勢」も見られるようになった。これら相反する傾向が同時に存在したことで、法執行の質と一貫性にギャップが生じ、結果として法執行モデルの全面的な見直しが必要となった。

この背景を踏まえ、国务院は2024年末に「企業関連行政検査の厳格な規範化に関する意見」を公布し、企業に対する行政検査を検査項目・対象の整理、検査プロセスの規範化、過度な検査頻度の抑制、法執行手続の厳格化という点で明確に規定した。これにより、「無秩序な検査」、「重複検査」を制度面から抑制する枠組みが設けられた。中国生態環境部は、その後、「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」、「生態環境行政検査の厳格な規範化および法執行の質と効率の大幅な向上に関する通知」を相次いで公布し、八つの中核的規範を打ち出され、「法令普及宣伝—教育誘導—戒告説得—行政処罰—監督改善」という一貫したプロセスとして体系化し、厳格な法執行と、企業支援型の柔軟なサービス提供を組み合わせた新たな法執行モデルが形成された。大連市では、法執行禁止令などの規範的文書を根拠として、新政策の要求を具体的な法執行活動の計画に転換している。こうして「国家レベルでの原則決定、所轄機関による細則の明確化、地方政府による具体的実施」という体系が段階的に構成されている。

法執行新政策の中核的原則は、現行法令の「中華人民共和国行政処罰法」に根ざしている。

第一に、処罰は教育と結びつける原則（同法第6条）。

第二に、処罰は違法性の重大性に対応する原則（同法第5条第2項）。

第三に、処罰後、必ず是正する原則（同法第28条第1項）。

第四に、法に基づく行政と公正公開の原則（同法第5条第1項）。

法執行新政策に関する主な法令は、下記の表を参照されたい。

**国务院レベル：**

\* 「企業関連行政検査の厳格な規範化に関する意見」、2024年12月公布

#### 生態環境部レベル：

- \* 「生態環境法執行の一層規範化とビジネス環境最適化への助力に関する意見」、2025年1月公布
- \* 「生態環境行政検査の厳格な規範化および法執行の質と効率の力強い向上に関する通知」、2025年7月公布

#### 地方レベル（例：遼寧省・大連市）：

##### <遼寧省生態環境庁>

- \* 「遼寧省の企業関連行政検査の一層規範化の若干措置」、2025年4月公布
- \* 「生態環境企業関連行政検査業務の厳格な規範化に関する実施方案」、2025年7月公布
- \* 「遼寧省生態環境の行政処罰免除事項リスト」、「遼寧省生態環境の軽微行政処罰事項リスト」、「遼寧省生態環境の減輕行政処罰事項リスト」、「遼寧省生態環境の行政強制措置不実施リスト」、2025年7月公布

##### <大連市生態環境局>

- \* 「生態環境法執行の10項目の禁止令」、「企業検査の規範化10項目の施策」、2025年4月公布

出所：中国国務院、中国生態環境部、遼寧省生態環境庁、大連市生態環境局公布に基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

## (2) 法執行新政策の中核的枠組み

生態環境分野における法執行新政策の中心的な考え方は、「法執行とサービスの一体化」である。これは従来の厳格な法執行を弱めるものではなく、企業による自主的なコンプライアンスを促進し、生態環境を共に守るという法定目標を達成することを意図している。新政策では八つの中核的規範が提示されており、これらを基盤として、源流での予防から事後の是正までを通貫した一貫型の監督管理モデルが構築されている。このモデルは、監督の実効性を確保しながらも、企業の過度な負担を回避し、監督の強制力と企業活動の円滑性のバランスを図ることを目的としている。

八つの中核的規範は、相互に連携しながら、次の三つのカテゴリーに整理することができる。

・予防類には、違法リスクの早期警告、法令の普及・指導が含まれ、事前介入で企業の違法リスクを未然に防止する。

・執行類には、技術手段の活用、企業検査の規範化、法執行の重点の明確化、柔軟な法執行の強化が含まれ、法執行の合法性と合理性を保障する。

・保障類には、処罰後の是正、裁量基準の統一化が含まれ、職権濫用や処罰による管理代替といった問題を解消し、企業の合法的権益を保護する。

法執行新政策が従来の「処罰を中心とした」モデルと大きく異なる点は、法令の普及・周知、教育・指導を法執行プロセスの最前線に位置付けていることである。これにより、まず企業に対し、遵法のための知識・手順・改善ポイントを事前に提示し、違反の未然防止と自主的なコンプライアンス体制の構築を促す。さらに、軽微で故意性がなく、かつ迅速に是正が完了した違反行為については、処罰の免除または軽減を認める仕組みが導入されている。これは、企業に改善の余地を与え、行政への受動的な対応ではなく、自主的かつ前向きなコンプライアンス行動へ誘導することを狙いとしている。一方で、こうした柔軟な姿勢は「寛容化」を意味するものではない。法執行新政策では、悪質な汚染物質の排出、密かな排出（秘密排出）、偽装や隠蔽行為といった重大かつ故意性の高い違反について、明確な「高リスクライン」を設定し、法に基づき厳格に処罰する方針を打ち出している。つまり、軽微な違法への柔軟対応と、重大違反への厳罰を明確に区別することで、企業に対して「予防重視・是正優先・悪質行為は厳罰」という一貫したシグナルを送っている。

### 3. 法執行新政策の八つの中核的規範の詳細解説

#### (1) 中核的規範一：事前警告を重点とする違法リスクの発生源からの予防

##### 法執行新政策の原文（仮訳）

違法行為の予防を監督管理・法執行の重要な任務と位置づけ、企業がリスク管理意識を継続的に向上し、自主点検・自主是正し、自発的に是正するよう導く。情報化システムの活用を模索し、企業への違法リスクを速やかに提示する。汚染物質排出許可証の有効期間満了、自動監視データの基準値超過、排出量の許可量超過などの潜在的なリスクに対し、ピンポイントで事前警告を実施する。個別事例から発見した普遍性、典型性のある問題については、速やかに同業界企業へのリスク注意喚起を行い、企業に発生源からの予防強化を指導し、違法の隠れた危険を取り除く。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行の一層の規範化とビジネス環境の最適化サポートに関する意見」に基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

規範一は、企業のリスク管理意識の向上、自主点検・自主是正、発生源管理、潜在的な違法リスクの排除といったコンプライアンス指導を、法執行部門の明確な責務として位置づけた点に特

徴がある。法執行部門は、違法発生後の処罰にとどまらず、事前の予防段階から企業をサポートする役割を担う。

i. 情報化システムを活用したピンポイント個別警告

AI・データ分析を用いて、企業ごとに発生が予見される違法リスクを把握し、事前に個別警告を発出する仕組みである。規範一が示す主な対象リスクには、「汚染物質排出許可証の有効期限満了、自動監測データの基準値超過、排出量の許可量超過」などが含まれる。

この仕組みは地域により成熟度に差があるが、河北省衡水市、山東省聊城市、広東省東莞市などは先進的な取り組みが進んでいる。大連市でも、自動監視データの異常を基に早期警告が発出され、企業が迅速に是正したことで処罰が免除された事例がすでに確認されている。

ii. 典型事例に基づく業界向けリスク注意喚起

個別企業の事例から共通する問題点を抽出し、同業界の企業へ注意喚起や改善指導を行う方式である。例として、大連市甘井子区生態環境分局は、暖房供給企業のオンライン監視に関する典型事例を取りまとめ、業界全体へ通報し、自主点検・自主是正を促した。この取り組みは中国環境新聞社の公式サイト「中国環境」でも紹介された<sup>2</sup>。

法執行新政策における「違法リスクの早期警告」は、従来モデルとは根本的に異なる。従来モデルは「既に発生した、もしくは発生した疑いのある違法行為」を中心として、主な機能は法執行機関の立件調査につながる「手がかり提供」である。新政策のモデルは「これから発生しようとしている違法リスク」を対象として、企業が事前に改善措置を講じられるよう支援し、事後対応ではなく、予防型コンプライアンスの実現が目的だ。つまり、新政策の早期警告は、企業を処罰から守るための「予防ライン」の提供であり、企業側の自主的なコンプライアンスを後押しする仕組みである。二つのモデルの核心的な相違点は、下記の表を参照されたい。

法執行の早期警告モデル	中核的な目標	主な特徴
新政策による企業予防型	企業の違法リスクの排除を支援する。	① 発動条件：違法基準値に接近した場合 ② 情報告知：企業と監督管理部門に同時に通知 ③ 事後措置：是正の猶予期間を与える。

<sup>2</sup> 関連記事の掲載リンク：<https://www.cenews.com.cn/news.html?aid=1201221>

従来政策による 手がかり型	監督管理部門の的確な法執行を補助する。	① 発動条件：既に違法の兆候が出現した場合 ② 情報告知：監督管理部門に直接通知し、一部の初期的な情報は企業に同時に通知し、再度確認を求める。 ③ 事後措置：直接に法執行調査とつながる。
------------------	---------------------	---

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

企業による予防型の早期警告モデルの下で、企業の対応措置は時効性などの特徴を有する。詳細は、下記の表を参照されたい。

項目	内容
法執行措置タイプ	企業による予防型の早期警告（期限管理＋リスク是正）
中核的な要求	是正猶予期間を活用し、違法基準値を超えないようリスクを管理する。
重要取組み	① 資格、手続きに関する早期警告について、事前に許可更新手続きを開始する。 ② 汚染物質排出総量に関する早期警告について、適宜、生産プロセスを調整し、汚染物質の排出を削減する。 ③ 環境保護施設に関する早期警告について、期限通りに運営保守、交換を完了する。
日常コンプライアンス重点	期限管理メカニズムの稼働、リスク予測能力および早期警告応答率は、いずれも 100%に達することを要求する。
対応重点	事前に予防管理を実施し、源頭から違法行為を根絶する。
対応効果	違法記録を残さず、コンプライアンス信用を確保する。
一般的な誤解	早期警告情報の軽視、是正期日の超過、是正の不十分

出所：「生態環境法執行の一層の規範化とビジネス環境の最適化サポートに関する意見」と法律判例などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

## (2) 中核的規範二：的確な法令普及指導と企業の法令遵守促進

法執行新政策の原文（仮訳）

法令普及・指導を強化し、企業の法令遵守を導く。法令普及を監督管理・法執行の重要な前提と位置づけ、法令普及の方法を模索・革新し、異なるタイプの企業に対して指向的かつ確かな法令普及を実施し、企業が法令を知り、法令を守るよう導く。企業による自主的な「健康診断」（環境問題の確認を指す）の実施を奨励し、「予約式」法執行サービス（環境監査に関する企業の自主的な事前申請）を模索し、企業のコンプライアンス文化の育成を推進し、グリーンな転換・アップグレードを支援する。管理水準が高く、法令遵守の意欲の強い企業に対しては、監督管理・法執行のポジティブリストへの掲載を推進し、現場検査の免除、規制管理の除外、グリーンファイナンス<sup>3</sup>などの積極的な奨励措置を実施する。企業が法令学習ポイントを獲得することを奨励し、法令学習による処罰軽減の先導的役割を探求する。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」第3条

規範二は、法令普及を従来の一方向的な研修から企業のニーズに応じた「予約式」法執行サービスを重点とした、よりの確で実務的な法令普及へとアップグレードすることを目的としている。これにより、行政による制度的支援のもと、改善指導やインセンティブを通じて、企業の自主的なコンプライアンスを促し、違法リスクを事前に抑制する枠組みが整備された。従来の法執行サービスには「・形式的な法令研修に偏り、企業が抱える個別課題に十分対応できない、・企業が相談・支援を求めると、結果として立件調査につながる懸念があった、・法執行担当者が企業に対しピンポイントで助言すると、責任追及リスクが生じやすかった。」のような課題があった。これに対し、法執行新政策は次の二点を柱としている。

i. 「予約式」法執行サービスの制度化

企業が事前に予約した相談内容に基づき、法執行部門が個別ケースに応じた改善指導を提供する仕組みである。これにより、立件前にコンプライアンス改善の道筋を明確化できる。企業が安心して相談できる環境が整備される。行政側も指導行為が制度的に裏付けられることで責任リスクを回避できる。この仕組みは、企業の予防的コンプライアンスを後押しする「サービス型法執行」の中核となる。

ii. 積極的インセンティブ措置の導入

<sup>3</sup> グリーンファイナンスとは、環境改善、気候変動対策、資源の節約・効率的利用を支援する経済活動に対して提供される金融サービスを指し、その核心は金融ツールを通じて資金の流れを低炭素、環境保護、持続可能な分野へ誘導することである。

企業が法令遵守や改善努力を行うインセンティブとして、優良企業をポジティブリストに掲載、法令学習ポイントなどを活用した処罰軽減措置などの仕組みが整備されている。これにより、企業は積極的に法令を学び、制度を遵守するモチベーションを高められる。さらに、従来の「違反を前提とした処罰中心の管理」から、「積極的な遵法行動を促すガバナンス」へと転換を促す効果がある。二つのモデルの核心的な相違点は、下記の表を参照されたい。

法令普及サービスモデル	中核的な目標	主な特徴
「予約式」法執行サービス	企業の「是正方法が分からない、是正が不適切」という具体的な実務上の難題に対して、的確に支援を提供し解決する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ニーズ主導型：企業が発起元となり、検査項目と時間を自主的に予約する。</li> <li>② リスク事前解決重視：検査・指導・疑問解決を「予約—自主点検—現場診断—是正—フォローアップ」の一貫に組み込む。</li> <li>③ 柔軟な監督管理と連携：ポジティブリストや軽微な違反行為に対する処罰免除を整備し、処罰ではなくコンプライアンスの促進を目的とする。</li> <li>④ 一貫管理：是正—再確認—フォローアップの全プロセスを追跡し、指導は是正を代替せず、コンプライアンス責任を免除しない。</li> </ul>
従来の法令普及研修	法令知識を普及し、基礎的な認識上の問題を解決する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 供給主導型：行政機関が内容と研修計画を主導する。</li> <li>② カバー範囲が広く、知識普及を目的として、大量・一律にカバーする。</li> <li>③ 一方向性が強く、的確性が統一的な内容設計の限界を受ける。一方的な説明が中心で、質疑応答などの双方向性は補助的となる。</li> </ul>

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

大連市では、すでに的確な法令普及サービスの本格展開が始まっている。同市は、同一業界に共通する問題点に対応するため、まず業界別の法執行事項リストを作成し、業界専門家による検証を実施している。これにより、従来の単発的な検査を、企業の環境管理全般を包括的にチェッ

クする「総合的な健康診断」に相当する仕組みへと転換させ、各企業に対し、オーダーメイド型の改善提案・サービス指導を提供している。

大連市金普新区生態環境分局が導入した「予約式」法執行サービスは、従来の予告なしの突撃検査とは異なり、企業側の業務負荷を抑えつつ、より建設的なコンプライアンスプロセスを実現している。同サービスの仕組みは次のとおり。まず企業は生産計画に合わせて検査時間を予約して環境管理台帳などの資料を事前に提出する。その後、法執行担当者が3営業日以内に企業を訪問し、環境保護施設の稼働状況、汚染物質の排出状況、リスク要因などを点検し、現場で改善指導・質疑応答を行う。この方式は、企業が準備したうえで検査を受けられるため、コンプライアンスの実効性が高まり、行政側の点検精度も向上する。

実例として、同市のある部品製造企業は、事前予約後、提供された法執行事項リストに基づいて自主点検を行った。検査当日、法執行担当者は現場で発見した問題点に対し、具体的な改善提案を示した。同企業では問題箇所が確認されたものの、自主点検および事前準備が適切で、改善姿勢が明確であったことから処罰は科されなかった。さらに、この企業は環境管理水準の高さが評価され、ポジティブリストへの掲載<sup>4</sup>というインセンティブを受けた。これは、法執行新政策が促進する「積極的遵法企業の優遇」の典型事例といえる。

法執行新政策では、ポジティブリスト制度を企業の自主管理・コンプライアンス強化を促す主要なインセンティブ施策の一つとして位置付けている。ポジティブリストに登録することは企業にとって、以下のような複数の実質的メリットをもたらす。

i. 法執行検査の負担軽減（非現場型監督への転換）

ポジティブリスト企業について、法執行機関は原則として、工場内への立入検査を最小化し、自動監視装置のデータ、オンライン申告、情報システム等を活用した非現場型・リスクベースの監督方式を中心に運用する。そのため、企業は生産活動への影響を大幅に抑えつつ、監督を受けられることができる。

ii. グリーンファイナンス・行政審査における優遇（コスト削減）

ポジティブリストに登録されることで、企業はグリーンファイナンス（環境関連融資）の優遇、行政手続・プロジェクト審査での優先取扱いのような支援を受けられる。これにより、資金調達コストや承認プロセスにかかる時間・事務コストが削減され、事業運営の効率化につながる。

---

<sup>4</sup> 関連記事の掲載リンク：<https://res.cenews.com.cn/hjw/news.html?aid=1247206>

iii. 柔軟な監督管理の適用（予防的なリスクマネジメント）

ポジティブリスト企業は、一般企業と比べて柔軟な監督モデルが適用される。具体的には、「健康診断式」の事前点検・指導を受けやすくなり、リスクを早期に発見し、事前に改善する機会が増える。軽微で故意性のない違法行為の場合、処罰免除・軽減の可能性が高まる。これにより、企業は違法リスクの顕在化を避けつつ、環境管理の水準を持続的に高めることができる。

「予約式」法執行サービスモデルの下、企業の対応の在り方は、特に主体的関与を強く意識する必要がある。具体的な内容は、下記の表を参照されたい。

項目	内容
法執行措置タイプ	「予約式」法執行サービス
中核的な要求	自主的に支援を求め、的確に改善を実施する。
重要取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前にコンプライアンス上の難点を整理し、予約事項を明確にする。</li> <li>② 予約前に自主点検を実施し、問題リストを作成する。</li> <li>③ 現場では終始担当者と対話し、実践的な改善策の具体的な手順を把握する。</li> <li>④ 一貫的な是正を実施し、証拠資料を保存する。</li> <li>⑤ 自主的にフォローアップに対応し、新たな問題が生じた場合は再度予約を申し込む。</li> </ul>
日常コンプライアンス重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業固有の実務上の痛みに焦点を当て、「是正方法が分からない、是正が適切でない、是正に踏み切れない」という難点を的確に明確にする。</li> <li>② 遵守の核心（絶対的ライン）：環境影響評価、危険廃棄物の適正処理、データの真実性という三つのハイリスク事項の規制要件を決して逸脱しない。</li> </ul>
対応重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 課題は具体的に提出し、曖昧な要求は避ける。</li> <li>② 予約前に自主点検を実施してコンプライアンス状況を把握し、法執行担当者が問題を迅速に特定できるようにする。</li> <li>③ 担当者を指名して全過程に参加させ、是正方法と達成すべき基準に関する指導に重点を置く。</li> <li>④ 是正後は、前後の比較記録、検査報告書、台帳などの証拠書類を保存し、一貫した追跡可能性を確保する。</li> </ul>

	⑤ 是正効果の持続性を重視し、コンプライアンス制度と管理体制の継続的な整備を図る。
対応効果	<p>① 直接的な効果：是正に踏み切れない、是正方法が分からない、是正できないといった企業固有の課題やリスクを特化して解決する。</p> <p>② 間接的な効果：コンプライアンスコストが低減する。</p> <p>③ 長期的な効果：コンプライアンスレベルを段階的に向上させ、予約に基づく支援と是正記録は、企業が自発的に環境関連法令を遵守している証拠となり、環境保護のポジティブリストへの掲載を目指すことができる。これにより、通常の検査頻度が減少し、環境信用格付けも向上する。</p>
一般的な誤解	<p>① 「予約に基づく支援＝処罰免除」と誤解する。</p> <p>② 予約の要求内容が曖昧で抽象的である。</p> <p>③ 内部管理能力が向上せず、同種の問題が繰り返し発生する。</p> <p>④ 「一度の健康診断で終生のコンプライアンス」と誤解し、生産プロセスや規模が変更された後も、適時に関連するコンプライアンス要件を更新しない。</p> <p>⑤ フォローアップ訪問や再確認への協力を拒否し、健康診断で指摘された問題が法執行の手がかりに転換する。</p>

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

### (3) 中核的規範三：技術手段に基づく的確な法執行

#### 法執行新政策の原文（仮訳）

科学技術の活用を強化し、的確な法執行を推進する。デジタル化・人工知能（AI）化プラットフォームの構築を継続的に強化し、ビッグデータ、大規模 AI モデル、IoT センシングなどの技術手段を積極的に活用して、問題の手がかりを的確に選別し、「人的リソースを大量投入する手法」から「インテリジェント法執行」へ、「人的予防主体」から「技術的予防優先」への転換を実現する。非現場・ノンインタラクティブな法執行を力強く推進し、問題を的確に発見・特定し、対象と範囲を的確に確定することで、簡素かつ粗放的な対応を避け、差別のない網羅的調査を減らす。平時の不作為、対応の遅延、緊急時の画一的な法執行を厳しく禁じ、状

況を問わず一律に上限処罰を科すこと、および区別なく「処罰のみで終わらせる」、「閉鎖のみで終わらせる」といった行為を防止する。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」第4条

規範三は、デジタル化・AI化プラットフォームに基づき、ビッグデータ、大規模AIモデル、IoTセンシング技術を活用して、法執行を従来の「人海戦術」、「人力依存の予防」から「スマート化法執行（AI・ビッグデータ活用）」、「技術的予防の優先」へ転換することを柱としている。これにより、非現場・非接触型の監督管理を推進し、問題の手がかりを正確に抽出し、画一的な調査を排除することを目指す。これは、既存の法執行メカニズムの高度化であり、「ダブルランダム（企業と検査員のランダム選定）」制度を背景に、技術力によって粗放的な監督や企業負担を解消し、効率向上と負担軽減化の両立を図るものである。

「ダブルランダム」制度は、行政法執行の基礎制度として、公平性向上に寄与してきた。しかし、以下の課題があった。①ランダム性は高いが、的確性が低く、ハイリスク企業や重要工程を捉えにくい→結果として、重点対象の「見落とし」と、無関係企業への「過剰検査」が発生しやすい。②人手調整依存による検査効率の低さ。③部門間・機関間の情報共有不足による連携の弱さ。

規範三は、これら制度的限界の克服を目指すものである。従来モデルと比較すると、新政策の技術型法執行は次の特徴を持つ。①AIやビッグデータを技術支援システムに本格導入、②非現場法執行を積極推進し、「技術的監視優先」を明確化、③法執行の対象「全過程にわたる予防管理」へ拡大、④無差別な調査（リスクベースでの重点選定）禁止。

非現場法執行とは、法執行部門が企業の現場に赴いて検査を行う必要がなく、技術手段に基づき遠隔監視、データ分析、オンライン確認などの方法を通じて、企業の汚染物質排出行為や生態環境の状況に対し、あらゆる時間帯にわたる非接触での監督を実現する法執行モデルである。生態環境分野では次の4分類が一般的である。

i. 自動監視型

汚染源自動監視システムを用い、排出データを取得する。

ii. インテリジェント巡回型

衛星リモートセンシング、ドローン、移動監視車など等による広域巡回。

iii. 稼働状況分析型

電力・エネルギー使用監視やビデオ監視を用い、汚染防止施設の稼働状況を把握。

iv. データトレーサビリティ型

複数データを統合し、異常な汚染物質排出行為の手がかりを AI 分析で特定。

現時点で、生態環境分野では「空中・宇宙・地面一体化」<sup>5</sup>の監視技術システムが初歩的に形成されている。全国の重点汚染物質排出事業者の自動監視ポイントは 11 万カ所を超え、データのリアルタイムなネットワーク接続が実現されている。応用分野は大気汚染防止（揮発性有機化合物（VOCs）、粒子状物質の排出の監督管理など）、水質汚染防止（廃水排出、水源地保護など）、固体廃棄物の監督管理（危険廃棄物の貯蔵・処分のリアルタイム監視など）、移動発生源の汚染管理（自動車排ガスなど）、および工業団地などの重点区域で広く適用。これにより、現場検査に頼らず、高頻度かつ途切れない監督が可能となった。

生態環境部が発表した法執行データでは、次のとおり、新モデルが顕著な効果を上げていることを示している。

- i. 法執行のロジックが「全面的な調査による問題発見」から「手がかりを持った問題調査」へ高度化した。大気汚染防止の分野では、モデルなどの技術手段を活用することで、大気汚染問題の手がかりの正確率が当初の 40%から現在の 85%以上に引き上げられた。
- ii. 法執行の方法が「現場接触式」中心から「非現場・非接触式」中心へ変化し、2025 年の全国における現場法執行検査の回数は前年比 30%減少したが、一方で問題の発見率は 10~25 ポイント上昇した。
- iii. 法執行の効率性が「経験に基づく判断」から「データに基づく分析」へ変化し、「同じ案件でも処罰が異なる」、「選択的法執行」といった不均一課題が大幅に解消された。
- iv. 法執行の理念が「処罰重視」から「処罰+サービス提供」へ変化し、技術手段によって「監督管理は行き届くが、企業への不要な干渉は最小化」というバランスを実現している。

地方レベルでは、大連市では、すでに 540 社以上の重点企業と 1,000 カ所超の監視スポットを対象にオンライン監視体系を構築できている。警報タスクの処理率は 100%に達している<sup>6</sup>。非

<sup>5</sup> 空中・宇宙・地面一体化とは、衛星リモートセンシング、ドローン、地上監視と現地検証などを組み合わせた立体的な監視手法である。

<sup>6</sup> 出所：大連市生態環境局ウィチャット公式アカウント、2025 年 9 月 30 日付け掲載の「環境監督管理に科学技術が力を入れ、我が市 540 社・1,000 強の監視スポットが自動監測連携を実現」。

現場確認の占める割合は62%に達し、企業への立ち入り回数は前年比13.4%減少した。また、汚染物質排出許可に基づく汚染源データベースと監督プラットフォームによるインテリジェントな業務配分を通じて連携検査を実施し、法執行の的確性を向上させた。

的確な法執行モデルと従来のダブルランダム法執行モデルの中核的な相違点については、下記の表を参照されたい。

調査手段モデル	中核的な目標	主な特徴
テクノロジー手段による的確な法執行	的確な予防管理と全過程監督管理を実施し、「監督管理の精密化、サービスの効率化、企業負担の軽減」の能力を向上させる。	非現場・ノンインタラクティブな法執行およびデータ分析を中心とし、精密化・特化的・技術的予防の優先というデジタル・AI化監督管理を実施し、全過程にわたる予防管理を行い、「オンライン警戒+オフライン検証」による一貫管理を形成している。
従来のダブルランダムモデル	大多数の案件は事後発見、事後懲戒となっている。	粗放式、無差別な人的リソースを大量投入する手法、人的予防手段を特徴とし、現場検査、網羅的な調査、経験に基づく判断を主な方法とする。

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

技術手段は、企業コンプライアンスと監督インセンティブを結びつける中核的な接点となりうる。実際の先行事例として、大連西太平洋石油化学工業有限公司（WEPEC）は、VOCs対策施設のアップグレードを進めると同時に、デジタル化転換を実施し、VOCsの監視プラットフォームと移動発生源監視システムを構築した。これにより、環境保護データのリアルタイム監視と高精度な分析が可能となり、大連市金普新区初の「重点業界重度汚染天気対応パフォーマンスA級」<sup>7</sup>認定を取得した<sup>8</sup>。監視データの規範化、汚染防止施設の標準化、電子台帳の整備といった企業の

<sup>7</sup> 中国生態環境部が構築した本制度は、重度の大気汚染発生時の緊急対応期間において、差別化管理を推進し、大気質の改善と産業の質の高い発展を図ることを目的とした管理システムである。企業の自主申請に基づき、大気汚染防止レベルをA・B・C・Dの等級に区分し、それぞれに応じた監督管理政策を適用する。A等級は関連指標が業界の先進レベルに達している企業、B等級は関連指標が業界の良好なレベルにある企業、C等級は関連指標が業界の中程度のレベルにある企業、D等級は関連指標が法律・法規および関連基準の最低限の要求のみを満たしている企業を指す。

<sup>8</sup> 関連記事の掲載リンク（中国語）：<https://res.cenews.com.cn/hjw/news.html?aid=1247206>

環境管理業務全般において、情報化をはじめとする技術手段は、行政のスマート化監督への適応、コンプライアンスの実効性向上、インセンティブ獲得の条件整備といった点で、代替不可能な優位性を発揮している。企業にとって技術手段はもはや「補助的ツール」ではなく、コンプライアンス水準を可視化し、行政評価・優遇措置と直結させるための必須インフラへと位置づけが大きく変わっていると言える。的確な法執行モデルの下で、企業の対応措置とコンプライアンス管理のポイントについては、下記の表を参照されたい。

項目	内容
法執行措置タイプ	科学技術の活用による的確な法執行モデル
中核的な要求	データの真正性と有効性を確保し、監視設備のコンプライアンスに基づく運営保守を実施し、異常発生時の迅速な対応と警報発信を行い、全プロセスでの記録保存によるコンプライアンスを実現する。
重要取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動監視設備の設置・運用保守を規範化する。</li> <li>② 監督管理プラットフォームに接続し、データ異常への迅速な対応メカニズムを構築する。</li> <li>③ コンプライアンス台帳を電子化管理する。</li> <li>④ 条件を備えた場合、積極的にポジティブリストへの掲載を申請する。</li> </ul>
日常コンプライアンス重点	データコンプライアンスに焦点を当て（監視データの真実性、伝送の有効性を確保し、環境情報データに係る多段階審査責任制を充実させ）、早期警告から是正までの閉ループを形成し、設備の運用保守を規範化し、データ偽造のリスクを防止する。
対応重点	監督管理の技術手段に自主的に適応し、データをリアルタイムで監視し、早期警告を事前に処理し、データによってコンプライアンスを裏付け、現場における検査対応の負担を軽減する。
対応効果	データと資料の準備などの面において、自主点検、自主是正し、検査対応のコストを大幅に削減し、早期警告メカニズムの構築により違法リスクを低下させ、ポジティブリスト掲載などのインセンティブ政策への採択を目指し、検査免除の優遇措置を享受する。
一般的な誤解	<ul style="list-style-type: none"> <li>① データコンプライアンスを軽視し、監視データの偽造や表記の不適正化が発生する。</li> <li>② 早期警告を受けた後、是正を延滞する。</li> <li>③ 設備の運用保守の不適正により、データが無効となる。</li> </ul>

	④ 内部の環境管理における技術手段の応用を軽視する。
--	----------------------------

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

#### (4) 中核的規範四：法執行検査頻度の厳格な制約

##### 法執行新政策の原文（仮訳）

企業に対する検査を規範化し、法執行行為を制約する。現場検査の調整と統括を強化し、権限と責任リストに照らして科学的に検査計画を作成し、一度の立ち入りで「全面的に調査しきる」ことを実現し、全過程・全要素・全段階にわたる検査を推進し、重複検査や多重検査を減らす。法令に基づき行政検査を実施し、法執行手続を厳格に履行し、法執行プロセスを全面的に規範化する。法執行記録装置を十分に活用し、法執行行為の全過程にわたる記録保存と遡及可能な管理を実現する。生態環境法執行担当者の行動規範を徹底し、厳格・規範的・公正・文明的・廉潔な法執行を推進し、恣意的な法執行、粗暴な法執行、選択的な法執行、利権追求的な法執行を厳しく禁止する。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」第5条

規範四の中核は、法執行検査頻度の厳格に制限することにある。従来の法執行検査は、「人的・分散的・対面的」の粗放型が中心で、年度計画による定期検査に加え、各種の特別対策活動や監督・抜き取り検査などが頻繁に行われていた。これらの方式は、結果として人手を大量投入する網羅的調査に依存し、企業に過度の負担を与えるケースが多かった。法執行新政策で、この問題の是正を目的として、同一行政法執行主体による同一企業への現場検査は、原則として年に1回までとする明確な制約を設けている。

同時に、法執行新政策は、法執行検査の内容、効率、監督手段に対し、リスト化、連携化、全過程化（企業のライフサイクル全体：立案→環境評価審査批准→建設→竣工検査→日常運営→閉鎖 or 移転）、電子化との4側面から改善を求めている。制度設計においては、次の通りの四つの管理強化取組みを行っている。

##### i. リスト化管理（検査項目・範囲の明確化）

年度検査計画の策定を規範化し、「届出式」の検査を実施することで検査の範囲、頻度、事項を明確にし、権限を超えた検査や計画外の随意的法執行を禁止する。

ii. 連携化（部門横断の「1回で総合検査」）

上海・北京・遼寧省などでは、行政法執行アプリ登録・使用を義務化し、地方司法局の監督プラットフォームから部門横断の協同検査が進んでいる。これにより、「必要な項目を複数部門が個別に検査する」非効率構造を解消し、企業は一度の立入で全項目の検査を完結できる

3 法執行全過程化（ライフサイクル全体の監督）・電子化

検査対象を企業のライフサイクル全体に拡張、監督の抜け漏れを減らし、企業の環境管理能力の継続的向上を促す。電子化記録を徹底し、法執行記録装置の全過程着用を義務付け、検査記録やデータの全過程電子化によるファイリングを実施し、追跡可能な監督を強化する。

4. 法執行への監督・制約強化

「四つの厳禁」（恣意的な法執行、粗暴な法執行、選択的な法執行、利権追求的な法執行を厳しく禁止する）のネガティブリスト、法執行評定・評価制度、苦情申し立て・通報のグリーンチャネルなどの導入により、行政側に対する制約と監督が強化されている。

大連市生態環境部門は、規範四の実行面で全国でも先行しており、すでに①17種類の検査リスト、205項目の処罰リストを公布し、②「包括的に1回検査」と「一つの表による網羅的検査」を実施し、③非現場法執行と行政法執行アプリ登録・使用によるデジタル記録を併用し、④現場検査の頻度を減らすとともに、企業向けの苦情申し立てのグリーンチャネルを開設し、⑤包容的・慎重的な法執行に関する「四つのリスト」を実施したりしている。その結果、2025年、大連市における生態環境関連の現場検査企業数は、前年比50%以上減少し、問題発見率は10ポイント上昇した。

頻度を厳格に制約する法執行検査と従来の粗放的な法執行検査の特徴の比較について、下記の表を参照されたい。

法執行検査 モデル	中核的な目標	主な特徴
規範的な法執行 新政策の検査モ デル	多元的な協調による方向性として、行動の規範化、的確な監督管理、権益保護、ビジネス環境の最適化に焦点を当てる。	① 原則内容が明確で、過罰相当を強調する。 ② リスト化、連携化、全過程化、電子化を実施し、総合的な検査を一回で実施し、全過程に記録を残して制約する。 ③ 権限と責任が明確で、全過程が遡及可能である。

従来の法執行モデル	単一の監督管理指向で、違法行為の調査、任務の遂行、事後の懲戒に焦点を当てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則の内容が曖昧で、法執行の結果目標を重視し、恣意性が強い。</li> <li>② 人的・分散的・対面的が特徴で、記録の保存が不十分である。</li> <li>③ 検査の手配および内容の恣意性が強く、部門間の連携が少なく、重複した検査が発生しやすい。</li> </ul>
-----------	--	---

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

法執行検査の新政策の下で、企業はリスト化、連携化、全過程化、電子化という四つの中核的な特徴に的を絞って適応し、日常的なコンプライアンス管理を展開する必要がある。具体的なポイントについては、下記の表を参照されたい。

項目	内容
法執行措置タイプ	規範的な法執行新政策の検査モデル
中核的な要求	自主的にコンプライアンスを実施し、積極的に協力し、理性的にコミュニケーションや相談を行う。
重要取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法執行計画を照会 または自主的に把握し、条件の整った地域では事前に検査リストを入手し、検査対応の準備を行う。</li> <li>② 検査証憑および状況記録を適切に保存し、コミュニケーションの準備をする。</li> </ul>
日常コンプライアンス重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社の検査免除および支援に係る権益を把握し、事前に公開された検査項目リストに照らし合わせて、全要素のコンプライアンス要件を整理する。</li> <li>② 「包括的に一度で検査すること」の要求に従い、全分野のコンプライアンス資料を事前に統合し、完全な提供を確保し、検査頻度の削減要求に適応する。</li> <li>③ 自主的かつ規範的な電子ファイリングを重視し、受動的な検査対応から能動的適応、的確なコンプライアンスへの転換を図る。</li> <li>④ 故意による違法行為、重大かつ高頻度の違法ポイントを重点的に調査する。</li> </ul>

対応重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業の特徴に応じ、法執行担当者から現場指導を求め、企業が自主的に協力する良いコンプライアンス意識を示す。</li> <li>② 発見された問題に対し、法執行担当者の是正意見を聴取する。</li> <li>③ 「拒否せず、隠蔽せず、邪魔せず」、発見した問題は迅速かつ適時に是正し、処罰の軽減または免除を図る。</li> <li>④ 法執行担当者の企業立ち入り時の工場内映像、写真、調査記録などを保存し、必要に応じて権益保護の証拠資料とする。</li> </ul>
対応効果	<p>検査対応の負担が軽減され、権益の保護が十分になされ、コンプライアンスの予期が安定する。</p>
一般的な誤解	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法執行プロセスの細部に過度にこだわり、自主的な準備を怠り、問題の発見や是正への協力を拒む。</li> <li>② 計画的な「包括的に一度で検査すること」を単なる一回の検査と誤解し、検査の深さを軽視し、通報や手がかりなどの特殊な場合に臨時で検査を発動できる法執行権を理解しておらず、日常的なコンプライアンス管理を弛め、または偽造などの重大な違法行為を行う。</li> </ul>

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

#### (5) 中核的規範五：重大違法の厳罰化と軽微違反の合理的容認

##### 法執行新政策の原文（仮訳）

法執行の重点を明確にし、寛厳相濟（寛大さと厳しさを併せる）を堅持する。重点的な区域・流域の環境の質の改善を核心とし、人民大衆から強い関心が寄せられる顕在的な環境問題を重点とし、法執行資源を科学的に配分する。主な矛盾と問題を見極め、重点的な区域・流域に焦点を当て、偽装隠蔽、密かな排出、無許可汚染物質排出、基準・総量超過の排出、汚染処理施設の不適正運転、重度汚染天気管理の生産停止・制限措置不履行といった重大な違法問題に対し、法令に基づき厳しく処罰する。重大な環境問題が発見された企業に対しては日常監督の頻度を引き上げ、軽微な違法行為を行った企業に対しては法令に基づき不処罰とし、適度な容認余地を与える。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行の一層の規範化とビジネス環境の最適化サポートに関する意見」第6条

規範五の中核は、「重大な違法は厳しく処罰し、軽微な過失は適度に容認する」というリスクベースの法執行モデルである。これまでの「ゼロ容認」を画一的に適用するのではなく、法執行資源をより効果的に配分することを狙いとしており、重点区域や顕在化した問題に焦点を当てつつ、6種類の重大な違法行為（偽装隠蔽、密かな排出、無許可の汚染物質排出、基準・総量超過の排出、汚染処理施設の不適正運転、重度汚染天気管理の生産停止・制限措置不履行）を厳しく処罰する。一方で、軽微で故意性がなく、かつ速やかに是正された違法行為について適度な容認余地を与え、処罰を免除または軽減し、生態環境保全効と企業活動のバランスを図ることを目指している。

従前のモデルと比較し、法執行における法的底線（重大違法に対する厳罰）は不変である一方、三つの最適化措置を推進する。

- i. 格付け分類（処罰のメリハリ強化）  
重大な違法には上限処罰を科し、軽微な過失には法令に基づく不処罰・軽減措置、罰則の過度適用を根絶し、公平性を確保する。
- ii. 重点監督への資源集中（監督コストの効率化）  
ハイリスク企業・高負荷区域に監督リソースを集中的に投入、コンプライアンス水準の高い企業への不要な干渉を削減、監督の質と成果の向上を同時に実現。
- iv. 処罰と教育の結合（是正確約制度の推進）  
軽微違反企業に対し、是正確約書を提出させ、自主改善を促す。行政が企業の継続的なコンプライアンス努力を支援し、罰則中心モデルから、「自主改善を促すガバナンス」へ移行。

規範五は、的確な監督、格付けに基づく法執行、科学技術の活用による支援、さらに軽微な過失に対する柔軟な対応を基本方針としている。具体的な特徴は「全面的な網羅」から「重点領域への選択と集中」へ、「単一な処罰」から「格付け・分類に基づく対応」へ、「受動的な取り締まり」から「企業の自主的な予防管理の促進」といった方向転換を反映したものだ。法執行機関には、重点監督対象の明確化、格付け制度の整備、軽微な過失に対する是正プロセスの具体化が求められている。大連市を例に挙げると、2025年の生態環境法執行において、6種類の重大な違法行為に対する取り締まり率は100%に達し、重点企業への監督頻度は一般企業より50%増加し、軽微な違反に対する是正確約制度の適用率は30%以上を維持し、小規模・零細企業への過失容認基準を適度に緩和した。これらの取り組みにより、監督のメリハリ化と企業の自主的な環境管理の強化が推進されている。

寛厳相済（重大違法は厳しく、軽微は柔軟に扱う方針）の法執行方針と従来の法執行方針の特徴の比較については、下記の表を参照されたい。

法執行方針 モデル	中核的な目標	主な目標
寛厳相済の法執行方針	環境の質およびビジネス環境の改善を中核とし、抑止と誘導を両立し、生態効果と社会経済的効果のウィンウィンを達成する。	重点の焦点化+格付けによる処置。 重大な違法行為を厳しく処罰し、軽微な過失には容認余地を与え、資源を的確に配分する。
従来の「ゼロ容認」法執行方針	違法行為の抑止を中核とし、重罰によって違法行為を抑え込むことに重点を置く。	画一的な監督管理を行い、処罰に差別がなく、監督管理に重点がなく、過失の容認余地が小さい。

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

法執行の新たな政策体系では、従来と異なる中核的な論理が採用されており、これが企業のコンプライアンス戦略を「受動的な違反回避」から「自主的な予防管理の促進」へと転換させる根本要因となっている。従来のモデルでは違法行為の等級・種類に応じた明確な基準が存在せず、軽微な違法と重大な違反の処罰格差が小さいことから、企業側の判断基準があいまいだった。その結果、多くの企業が突撃的な是正や違反痕跡の隠蔽といった受動的・短期的な防御対策に頼らざるを得ず、結果として検査対応コストが増大し、不適切な対応によって、かえって処罰のリスクが上昇という非効率な状況を生んでいた。実際の例として、大連市のある金属製品製造企業は、2024年に台帳の届出漏れを理由に25万元の重い行政罰が科せられた。こうした事例は、従来制度下では「過失であっても重い罰が科され得る」ことを企業側が強く認識し、結果的に保身的・短期的な行動を誘発していたことを示している。新政策はこの構造的課題を是正し、企業の自主的な順法管理を後押しする方向へと舵を切っている。

寛厳相済の法執行新政策は、厳しく処罰する境界線と軽微な違法行為に対する容認余地を明確に画定し、企業に明確なコンプライアンス予期を提供することで、コンプライアンス戦略の自主的な適応への転換を推進する。企業は、重大な違法リスクに対する常態化した点検に焦点を当て、軽微な違法行為に対しては速やかに是正を行い、完全な証拠資料を保存する必要がある。その中核は「重大な違法を厳格に防止し、軽微な過失の是正を規範化する」ことであり、違法の痕

跡を覆い隠すことではない。例えば、大連のある建築材料企業は、軽微な違法後に速やかに是正を行ったため、法令に基づき処罰を免除された。また、軽微な違法行為の処罰免除に係る「初犯」、「速やかな是正」、「環境への被害結果なし」といった条件を理解していないことによる認知の誤りに警戒し、予防管理の緩和や是正の延滞によって処罰の減免機会を失うことを避けなければならない。

## (6) 中核的規範六：統一的基準による法執行裁量

### 法執行新政策の原文（仮訳）

裁量基準を統一し、過罰相当を促進する。行政処罰の裁量基準体系を整備し、裁量権の行使を厳しく規範化し、法執行の基準と尺度を統一して、類似案件の処罰の統一実施を推進し、公正な競争の市場秩序を維持する。不処罰、不処罰可、処罰減輕、処罰輕減、重罰などの事項リストを科学的に細分化・定量化し、典型事例を定期的に整理・発表し、適用に係る指導を強化する。法律制度と客観的な実情を総合的に考慮し、社会大衆の実感を十分に考慮に入れ、過罰相当、法の理と実践の調和を確保する。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」第7条

規範六の中核は、統一的で規範性の高い行政処罰の裁量基準体系を構築することにある。これにより、従来の法執行における裁量権の過度な拡大、類似案件における処罰内容の不均衡、適用基準の不統一といった課題を解消し、裁量の標準化を通じて企業のために予測できるコンプライアンス環境を整備することが狙いだ。法執行新政策は、「国家レベルの指導方針+省・市レベルの具体的な基準」を連動させた仕組みで推進されている。遼寧省では、行政過料を「基礎過料額×情状係数×経済的耐容度係数」で算定モデルを導入している。これにより、実際の経営状況を反映した柔軟な処罰が可能となり、特に小規模・零細企業など経営困難な事業者について、法定範囲内で最大20%の過料引き下げを認めている。大連市では、246項目におよぶ違法行為について個別の裁量基準を詳細化し、19項目の不処罰事由、5項目の処罰輕減事由などの適用情状を明確に定めている。これにより、企業は自社の状況と行為に応じて、どのような法的評価を受けるかを事前により正確に見通せるようになった。

法執行新政策では、従来の裁量モデルと比較し、公平性・透明性・予測可能性の高い裁量運用を実現するために、次の4つの施策が導入されている。

i. 裁量基準の体系化

従来の抽象的な原則を見直し、定量的な計算式や基準に置き換えることで、処罰根拠をより明確化。これにより、企業は「どの行為がどの程度の法的影響をもつか」を事前に把握しやすくなる。

ii. 裁量適用リストの明確化

過料の軽減・免除・加重といった各種の裁量の適用条件を、具体的なリストとして明示。判断の透明性が高まり、類似事案での処罰格差が縮小される。

iii. 法執行手続の規範化

行政法執行アプリと携帯端末プラットフォームを通じて、弁明・公聴会の実施、法制審査と集団審議による全過程の記録保存を行い、法執行文書における裁量理由の記載も統一され、手続きの公正性が強化される。

iv. 典型事例の定期的な公開

典型事案を定期的に発表し、裁量基準の統一と横展開を図る取組みを制度化する。これにより、企業は最新の行政判断の傾向を把握し、自社のコンプライアンス方針に反映できる。

法執行裁量の新政策と従来のモデルの比較については、下記の表を参照されたい。

法執行裁量モデル	中核的目標	主な特徴
統一的基準による法執行裁量モデル	裁量の規範化、過罰相当を中核とし、処罰と教育の結合、監督管理とサービスの両立を重視する。	定量化、細分化を図り、類似案件は基本的に同一の処罰とする。客観的な実情に結びつけて処罰の幅を調整することを認める。裁量の理由を文書化する。容認の境界をリストで明確化し、自主的な是正行為については処罰の軽減または免除を認める。
従来の法執行裁量モデル	違法行為の取り締まりと、規則違反行為の抑止効果を中核として、処罰結果を重視する。	過料額は主観的判断に依存し、裁量の余地が大きい。法律の罰則規定を硬直的に執行し、軽微な問題に対する過度な処罰が屢々発生する。容認余地が小さい。処罰決定のみを下し、裁量の理由を説明しない。

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

法執行裁量の新政策は、定量化された基準やリスト化された容認余地の境界を通じ、企業の自主是正の効果に関する予期の明確化に有利である。法執行裁量の新政策下における企業のコンプライアンス管理のポイントについて、下記の表を参照されたい。

項目	内容
法執行措置タイプ	統一的基準による新政策モデル
中核的な要求	自主的にリストに照らしてコンプライアンスを実施し、軽微な違法行為は速やかに是正し、処罰の軽減または免除を図り、証拠資料を保存する。
重要取組み	リスト内のリスクポイントを常態的に調査する。違法行為の発生後は、直ちに是正し、自主的に環境被害の結果を除去し、かつ当地の法執行裁量規定に基づき、確約書の締結、法令学習のポイント獲得などの方式で処罰を軽減または免除する。
日常コンプライアンス重点	重大な違法行為と軽微な過失の双方を考慮し、リスト記載の内容の誤りに重点的に注目する。環境保護台帳とファイルの設置を規範化する。
対応重点	裁量リストの該当状況に適応し、最適な処罰結果を狙う。コンプライアンス体系を整備し、後続のリスクを低減する。
対応効果	軽微な違法行為に対して処罰の免除または軽減が適用され、経営コストが削減される。コンプライアンスの予期が明確となり、コンプライアンス能力が持続的に向上する。
一般的な誤解	軽微な違法行為はいずれも処罰を免除できると誤解する。是正を速やかに行わず、被害の結果を除去するための措置を即時に講じず、是正の証拠資料を保存しないため、処罰の軽減または免除を図ることができない。

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

#### (7) 中核的規範七：柔軟性を強化した法執行方式

##### 法執行新政策の原文（仮訳）

柔軟な法執行を強化し、法執行の温かみを体現する。教育と処罰を結びつけ、サービスと管理を結びつける原則を堅持し、説得教育、勧導模範、指導面談などの方式を総合的に活用し、謝罪確約、ボランティアサービス、法令学習ポイントなどの制度を模索・革新し、企業の法令遵守を積極的に促す。柔軟な法執行を推進し、差し押さえ、押収、生産制限、操業停止の措置

の採用を慎重に行う。全過程において説明型法執行を推進し、法執行の説得力と公信力を高める。当事者に確かに困難がある場合には、法に基づき過料の延納・分割納付を認可する。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見」第8条

規範七の中核は、柔軟な法執行の強化にあり、これは一連の法執行新政策の重要な補完でもある。その核心的な要旨は、硬直的な法執行の廃止ではなく、企業のコンプライアンス推進や重大な違法行為の厳罰化を基盤として、柔軟な施策を通じて法執行による企業の正常な経営に与える不要な影響を低減することにある。重要なのは、柔軟性の導入が「規制緩和」や「処罰の弱体化」を意味するのではなく、重大な違法行為への厳罰化を前提に、その周辺領域で企業の自主的改善を促す仕組みであるという点だ。

柔軟な法執行と従来の硬直的な法執行は、相互に補完・連携する関係であり、相互に代替するものではなく、それぞれ該当する違法情状は異なる。硬直的な法執行は最低限の基準として、密かな排出、偽装隠蔽、重大な環境影響の引き起こしなどの重大な違法行為に焦点を当て、差し押さえ、高額過料、行政拘留などの強制措置手段を通じて強力な抑止効果を発揮する。一方、柔軟な法執行は、初回の軽微な基準超過、軽微な結果、迅速な是正などの軽微な違法状況に焦点を当て、指導支援や柔軟な措置を通じて企業の自主的なコンプライアンスを促し、画一的な処罰を回避する。法執行新政策は、両者の連携を通じて、「重大な違法は厳罰、軽微な過失は容認」の法執行の閉ループを構築し、重大な違法者が処罰を逃れることなく、軽微な違法者が過度な処罰を受けることなく、監督の厳しさとサービスの温かみのバランスを取る。

柔軟な法執行の主な意図は、企業の姿勢を「受動的な法令遵守」から主体的な「自主的コンプライアンス」へと転換させることにあり、そのため、法執行の全プロセスをカバーし、以下の4つの措置が講じられている。

i. 教育・指導型の措置（教育誘導類）

軽微な違反が確認された企業に対しては、「1対1」の法令解説とコンプライアンス指導を展開し、現場で環境保護台帳の整備や設備の運転・保守の標準化を支援し、直接的な処罰は行わない。企業の理解促進と自力改善を重視したアプローチだ。

ii. 是正支援型の措置（是正制度類）

謝罪確約制度や法令学習ポイント制度などを通じて、企業の自主改善を後押しする。例えば、遼寧省営口市では、謝罪確約による軽減処罰モデルを試行している。「環境違法行為が司法機関

に移送して刑事責任を迫及する場合に該当する」などの 10 種類の特定の状況を除く環境違法行為について、企業が積極的に問題の是正を行い、かつ生態環境局の公式ウェブサイトで謝罪し、法令遵守を確約すれば、処罰の軽減を受けられる。

iii. 強制措置の慎重な適用（慎重適用類）

差し押さえ、操業停止といった硬直的措置について、適用基準を厳格化し、民生関連企業、小規模・零細企業に対して、非強制的な手段を優先的に採用し、やむを得ず措置を講ずる場合には同時に是正支援方案を提示し、事業継続への影響を最小限に抑える。

iv. 経営困難企業への過料負担の調整（納付調整類）

経営状況が厳しい企業には、過料の延納または分割納付といった手続きを認め、突発的な資金負担が経営に過度な影響を与えることを回避する。

従来の硬直的な法執行と比較し、法執行新政策は企業のコンプライアンス促進と行政効率の両立を図るため、以下の 3 つの転換を目指している。①処罰結果重視から教育プロセス重視へ、②硬直的な処置から柔軟な適応へ、③一方的な法執行から双方向のインタラクションへの転換である。例えば、遼寧省営口市のある石鋳工場では、粉じん管理措置の不備で行政調査が開始されたが、同社は自主的に環境保護関連の法令学習試験に参加し、公式に社会へ謝罪し、是正確約書に署名したことで、過料が 6 万元から 3 万 4,000 元に減額され、柔軟な法執行の実施における典型事例となった。

柔軟な法執行モデルの下で、企業の軽微な違法行為に対する処罰や責任リスクが顕著に低下され、是正や確約などの方式を通じて処罰の軽減や免除を図ることができ、経営上の負担を軽減できる。

**(8) 中核的規範八：厳格な一貫的是正監督管理**

**法執行新政策の原文（仮訳）**

処罰後の是正を重視し、法執行の効果を高める。処罰を実施する際は、当事者に対し違法行為の是正または期限付き是正を命じなければならない。処罰をもって管理に代えてはならない。軽微な違法行為に対し処罰を適用しない場合には、当事者への教育義務を履行し、速やかに違法行為を是正するよう指導し、処罰を免除しても責任は免除しないことを確保する。処罰後の是正に係る検証、監督指導サービスなどの制度メカニズムを整備し、企業の是正の進捗状況を

追跡し、企業の経営上の困難を緩和する支援を行い、企業のコンプライアンス経営を指導する。

出所：2025年1月23日、中国生態環境部が公布した「生態環境法執行のさらなる規範化とビジネス環境の最適化促進に関する意見第9条

規範八の中核は、「処罰による管理代替、処罰後の放置」を根絶することであり、是正命令、処罰完了、処罰不適用の三つの場面に焦点を当てて、全プロセスの一貫的監督管理体系を構築する。違法行為の是正とリスク予防を目標とする点は共通であるものの、従来の監督管理では「処罰すれば万事解決」の状況が生じがちであるが、法執行新政策では監督指導サービスや処罰免除後の教育などの内容を追加し、「事前指導－事中督促－事後能力向上」の一貫的体系の構築を目指し、監督管理とサービスの融合を実現する。例えば、大連市旅順口生態環境分局では、処罰決定と是正決定書の同時送付を実施し、専任者が追跡・監督指導を行い、企業による違法行為の是正完了を監督している。これにより、企業は処罰後に放置されることなく、必要なサポートを受けながら確実に改善を進めることができる。

規範八の中核的な目標は、処罰すれば管理は完了という従来の発想を根絶、処罰を免除しても企業責任は免除しない原則の実施にある。この考え方にに基づき、企業を受動的な是正から自主的・継続的なコンプライアンスへと誘導し、事前・事中・事後を通じた一貫した監督管理体系を構築することを目指している。主な手段は、以下の五つである。

i. 等級別・種類別に差別化する検査の実施

企業のリスクレベルや違反の性質に応じて検査方法を差別化し、重大リスク企業には重点監督、軽微リスク企業には簡素化された確認など、効率的かつ精度の高い監督を実現する。

ii. 「1企業1台帳」の電子台帳の構築

企業ごとに電子台帳を一元化し、違反履歴、是正状況、行政指導の記録などを全過程で追跡可能とする。これにより、過去から現在までの管理プロセスが透明化され、再発防止策の精度も高まる。

iii. 是正が困難な企業への個別支援

技術的・財務的な理由で是正が難しい企業に対しては、個別化された改善支援、技術指導整備計画の共同策定などを提供し、実効的な是正を後押しする。

vi. 処罰免除企業への法令普及・教育の強化

処罰免除となった企業にも、法令普及、遵法教育、改善能力の向上支援を実施し、免除後の管理水準向上を図る。「免除＝終了」ではなく、「免除＝改善の開始」と位置づける点が特徴だ。

v. 期限超過・虚偽是正に対する懲戒の強化

是正期限を遵守しない、虚偽の改善報告を行うといった行為に対しては、過料の加重、重点監督対象への追加、行政信用リスクの上昇など、強化された懲戒措置を適用し、問題の再発や反復を防止する。

法執行新政策は、従来のモデルと比較し、以下の三つの転換の実現を目指す。①検査確認結果重視から是正過程重視へ、②単一の監督管理から監督管理とサービスの融合へ、③事後の処罰監督管理から全過程カバーへの転換である。同時に、法執行機関に対し、等級別・種類別の監督検査メカニズムの構築、処罰免除後の教育職責の実施を求め、是正の要求と検証計画を明確にし、電子台帳を通じて是正の全プロセスの追跡可能性を確保することで、一貫的監督管理体制を固める。両者の主な相違点については、下記の表を参照されたい。

処罰後の是正監督管理モデル	中核的な目標	主な特徴
一貫的監督管理新政策	是正の実施徹底を確保し、再発を防止し、企業のコンプライアンス能力を向上させ、長期的かつ効果的な監督管理を実現する。	自主的かつ過程重視の監督管理を実施し、是正命令、処罰、処罰免除の全場面をカバーし、監督管理・法執行と追跡サービスを融合し、等級別・種類別の的確な監督管理を行う。
従来の事後監督管理	処罰と確認の手続きを完了し、案件の終結を保障する。	受動的かつ段階的な監督管理であり、処罰後の1回限りの検証を重視し、持続的な追跡を行わない。

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

事後監督管理の新政策は、企業に対して支援を提供する一方で、是正の妥当性や実効性をどのように評価するかという新たな課題も生じさせている。個別特化支援などの措置は、是正基準の明確化に寄与し、企業のコンプライアンス要求への理解の不確実性を低減することができる。一方、企業自身も一貫的管理体制を構築し、期限に従って是正方案の策定・実施を行い、進捗状況を報告する必要がある。処罰を免除された企業は、法令学習研修やコンプライアンス確約などの要求を履行し、管理制度や処理措置を整備するとともに、検査に誠実に協力し、虚偽の是正行為を根絶しなければならない。具体的なポイントについて、下記の表を参照されたい。

項目	内容
法執行措置タイプ	事後監督管理新政策モデル（是正の一貫的監督）
中核的な要求	自主的に是正を実施し、長期的なコンプライアンス・メカニズムを構築し、全プロセスの追跡監督を受ける。
重要取組み	是正計画を策定し、是正報告書を定期的に提出し、是正の証拠資料を保存し、検証に協力し、法令学習研修に参加する。
日常コンプライアンス重点	問題に対し、一を聞いて十を知るように、環境保護管理制度を整備し、同類問題の再発を防止する。
対応重点	自主的に監督管理に協力し、支援を活用してコンプライアンス能力を向上させる。
対応効果	是正が徹底的に実施され、コンプライアンス能力が向上し、経営の安定性が強化される。
一般的な誤解	「処罰の免除は責任がないことを意味する」、「過料の納付完了で案件が終結された」と誤解する。

出所：国、遼寧省、大連市の生態環境分野における関連政策文書、公表された実践事例および業界規制要請などに基づき、上海里格（大連）法律事務所整理

#### 4. 結論と展望

以上を総括すると、法執行新政策は、早期警告、的確な法令普及、知能化された監督管理、柔軟な法執行などといった複合的な施策を組み合わせることで、「規範化・的確化・温情化」を特徴とする全く新しい法執行体系を構築している。その根底には、企業に対する「厳格な管理」と「配慮ある支援」の両立を図るという方針がある。

法執行新政策は、従来の法執行モデルと比較して、温かみ、柔軟性、サービス性を持って企業へメリットを提供する一方で、企業に二つの潜在的なリスクをもたらす可能性もある。

##### i. 立法との連動不足による理解の誤り

法執行新政策には相応しい法的原則が根拠として存在するものの、その中核的な内容と実施要求の多くが政策文書や低位の規範性文書規定によって定められており、立法面で法律体系としての連続性に不十分さが残っている。これにより、地域による運用のばらつき、または同一地域内でも時期による要求水準の違いが発生し、企業が政策の趣旨を誤解し、結果としてコンプライアンス対応を誤るリスクがある。

##### ii. 企業の主体的責任の増大による新型リスクの顕在化

法執行新政策の実施ロジックは、企業による自主的なコンプライアンスを重視するため、企業が昔ながらの受動的・防衛的なコンプライアンスモデルのままであると、主観的悪質性の認定、是正の遅延や不十分な対応などの点で、従来以上に重大なコンプライアンスリスクに直面する可能性がある。

一方、多数の事例が示すように、自主的コンプライアンス型の管理を採用する企業は、法執行機関によるポジティブリストへの掲載、検査頻度の低減・免除、個別支援の優先提供、軽微な違反における処罰免除・減軽などの新政策の恩恵を享受しやすい。企業の姿勢が変われば、行政との関係性も「対立」から「協働」へと大きく転換し得る。

次の段階を展望すると、法執行新政策の推進は持続的に深化する。関連する立法規範体系は段階的に整備され、AI・データ監督など知能化された監督管理手法の応用はさらに普及し、行政処罰の裁量基準は更なる細分化が図られ、柔軟な法執行の適用範囲も拡大していくことが予想される。これに対し、企業は関連政策の動向に継続的に注目し、自主的な環境コンプライアンス管理を生産経営の全プロセスに組み込み、早期警告モードの適応（設備監視・データ監視など）、技術ツールデジタル管理手法の積極的活用、長期的な内部コンプライアンス・メカニズムの構築を通じて、環境コンプライアンスと事業運営のウィンウィンの実現を図る。